

改正案			現行		
<p>(空中線電力の許容偏差) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>(空中線電力の許容偏差) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		
送信設備	許容偏差		送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)		上限(パーセント)	下限(パーセント)
一～六 (略)	(略)	(略)	一～六 (略)	(略)	(略)
七 次に掲げる送信設備			七 次に掲げる送信設備		
(一) <u>九五二MHzを</u> 超え <u>九五六・四MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備	二〇	八〇	(一) <u>九五二MHzを</u> 超え <u>九五四MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備	二〇	八〇
(二) <u>九五〇・八MHz</u> を <u>超え九五七・六MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備					
(三) <u>二、四〇〇MHz</u> 以上 <u>二、四八三・五MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの					
(四) <u>小電力データ通信システムの無線局の送信設備(五、四七〇MHzを</u> 超え <u>五、七一五MHz</u> 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)					
(五) <u>五GHz帯無線アクセスシステムの無線</u>					

局の送信設備 (六) 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備		
八～十四 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2～13 (略)

14 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは簡易無線局又は九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号トにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行い移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一五MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値

局の送信設備		
八～十四 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2～13 (略)

14 九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五二MHzを超え九五五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ並びに第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行い移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一、〇〇〇MHz以下 (七一五MHzを超え九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一五MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値

九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五四デシベル以下の値
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二二五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五一デシベル以下の値
一、二二五MHzを超え一、八八四・五以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四七デシベル以下の値
一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 六一デシベル以下の値
一、九一九・六MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四七デシベル以下の値

15 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五五デシベル以下の値
九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五五デシベル以下の値

九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九六〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五四デシベル以下の値
九五六MHzを超え九六〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの(一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四七デシベル以下の値
一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 六一デシベル以下の値

15 九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一、〇〇〇MHz以下(七一〇MHzを超え九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五五デシベル以下の値
九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五五デシベル以下の値

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜五 (略)

六 九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。

二〜ト (略)

七 九五四MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五四・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五四・二MHz又は九五四・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。

二〜へ (略)

八 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前二号に規定するものを除く。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜五 (略)

六 九五二MHzを超え九五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)

イ 筐体は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五四・八MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、三とする。)であること。

二〜ト (略)

七 九五四MHzを超え九五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ 筐体は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五四・二MHz以上九五四・八MHz以下の周波数のうち九五四・二MHz又は九五四・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、三とする。)であること。

二〜へ (略)

八 九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前二号に規定するものを除く。)

イ 筐体は、容易に開けることができないこと。

ロ (略)

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が、九五二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二MHz又は九五二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。）であること。

ニくへ （略）

九く十三 （略）

第七節 簡易無線局の無線設備

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一く四 （略）

五 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ並びに別表第二号第55及び別表第三号24(ロ)において同じ。）を一又は二以上同時に使用するものであること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ 無線チャンネルの両端における電力は、四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。へにおいて同じ。）以下であること。

ヘ 無線チャンネルに隣接する単位チャンネルにおける送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が、九五二MHz以上九五五・六MHz以下の周波数のうち九五二MHz又は九五二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャンネル数は、三とする。）であること。

ニくへ （略）

九く十三 （略）

第七節 簡易無線局の無線設備

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一く四 （略）

㊦ 五〇 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの（略）

別表第一号（第5条関係）

（表 略）

1～33 （略）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

- (1) 952MHz を超え 956.4MHz 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備
- (2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、952MHz を超え 957.6MHz 以下（移動体識別用に限る。）、2,400MHz 以上 2,483MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、59GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
- (3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備
- (4) 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備

35～50 （略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第7 （略）

第8 952MHz を超え 956.4MHz 以下、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
200n kHz

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

㊦ 五〇 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの（略）

別表第一号（第5条関係）

（表 略）

1～33 （略）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

- (1) 952MHz を超え 954MHz 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備
- (2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、952MHz を超え 955MHz 以下（移動体識別用に限る。）、2,400MHz 以上 2,483MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、59GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
- (3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

35～50 （略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第7 （略）

第8 952MHz を超え 954MHz 以下、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 952MHz を超え 954MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
200n kHz

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

2・3 (略)

第9～第54 (略)

第55 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200n kHz とする。

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215 MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え 1,260MHz 以下 (312MHz を超え 315.25MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下及び 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下又は 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu W$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

24 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局及び952MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
------	-------------

2・3 (略)

第9～第54 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え 1,260MHz 以下 (312MHz を超え 315.25MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下及び 950MHz を超え 956MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下又は 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu W$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

24 952MHz を超え954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び952MHz を超え955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 952MHz を超え954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
------	-------------

715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。) 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以下 (無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-29dB 以下の値
956.4MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-51dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

(2) 952MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

1,000MHz 以下 (715MHz を超え 960MHz 以下を除く。)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36 デシベル (1 ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61 デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-61 デシベル以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39 デシベル以下の値
952MHz を超え 954MHz 以下 (無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-29 デシベル以下の値
954MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39 デシベル以下の値
956MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-61 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く。)	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30 デシベル以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61 デシベル以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

(2) 952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下 (無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz 以下を除く。) (注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -58dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

(3) 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下 (715MHz を超え 960MHz 以下を除く。)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -61 デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -61 デシベル以下の値
950MHz を超え 956MHz 以下 (無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -39 デシベル以下の値
956MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -61 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く。)	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -30 デシベル以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -61 デシベル以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz 以下を除く。) (注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-29dB 以下の値
956.4MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-58dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25 950.8MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (24(2)に掲げるものを除く。)の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dB とす

25 950MHz を超え956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (24に規定するものを除く。)の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下 (710MHz を超え 960MHz 以下を除く。)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36 デシベル (1ミリワッ

	る。以下この表において同じ。) 以下の値
710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下(無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200+100(n-1)$ kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-58dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

26~47 (略)

	トを 0 デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-55 デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-55 デシベル以下の値
950MHz を超え 956MHz 以下(無線チャンネルの中心周波数からの離調が $200+100(n-1)$ kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39 デシベル以下の値
956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-55 デシベル以下の値
958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-58 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く。)	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-30 デシベル以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が-55 デシベル以下の値

注 n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

26~47 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下、「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。
- 4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。
- 5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

